

「平成28年・犯罪抑止アクションプラン」

1 趣旨

平成27年中における県内の犯罪情勢は、犯罪認知件数が抑止目標としていた12,000件を下回り、また、滋賀県基本構想の数値目標としている犯罪率の全国平均以下についても達成した。

しかしながら、特殊詐欺の件数については前年対比で僅かに減少するに止まり、被害額については過去最悪であった前年に迫る約4億4,100万円にのぼり、憂慮すべき状況となっている。また、「子ども・女性」に対する声かけ・つきまとい事案については前年対比で大きく増加し、性犯罪については前年対比で減少したものの、依然として高い発生傾向となっている。

また、平成27年10月に策定した「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」に掲げる「地域の防災・防犯力向上プロジェクト」により、地域の実情に応じた自助、共助による防犯対策に取り組むこととしている。

そこで、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議においては、犯罪のない安全・安心な滋賀の実現に向けて、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例に基づく各種取組、とりわけ昨年4月に改正された、「地域の実情に応じた犯罪抑止活動の促進」「高齢者、障害者、子ども、女性等の犯罪弱者の特性を踏まえた犯罪抑止対策の推進」「特殊詐欺を事業者や家族など周囲の人の協力により水際で防止する対策の推進」の取組を一層強化するとともに、県、市町、県民および事業者等が一体となった県民総ぐるみ運動を展開しようとするもの。

2 抑止目標

さらなる減少を目指して

～ みんなでチャレンジ！ アンダー11,000件 ～

3 重点犯罪

- 特殊詐欺
- 子ども・女性対象犯罪
- 自転車盗
- 万引き
- 住宅侵入盗

4 取組方針

- 別添「平成28年 犯罪抑止のための行動指針(案)」に基づき、県、市町、県民および事業者等が一体となって実践
- 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議が推進している「4つのかける運動(気にかける、声をかける、呼びかける、鍵をかける)」の促進

5 主な取組内容

(1) 重点犯罪に対する取組

ア 特殊詐欺

- ・ 年金支給日(隔月)である毎月15日を「特殊詐欺防止強化日」に指定し、金融機関などにおける高齢者等への啓発を集中的に実施する。
- ・ 高齢者を中心に、被害防止を呼びかける啓発活動を実施するとともに、金融機関や宅配業者など、特殊詐欺に利用されるおそれのある役務を提供する事業者に対し、被害を水際で防止する対策の推進を呼びかける。

イ 子ども・女性対象犯罪

- ・ 9月中に「痴漢等被害防止期間」を設定し、女性が対象となる性犯罪や声かけ事案の被害に遭わないよう防犯教室等の啓発を実施するほか、自主防犯活動団体等との協働による防犯パトロール強化などの取組を集中的に実施する。
- ・ 8月中に県内の小学校を対象とした地域安全マップコンクールを実施し、子どもが自ら防犯上の危険箇所を把握することによる、危険回避能力の向上を目指す。

- ・ 滋賀県警察がホームページの「滋賀県警察犯罪発生マップ」において情報発信している不審者情報を活用し、子ども・女性対象事案に応じた集中的な警戒活動を推進する。

ウ 自転車盗、住宅侵入盗

- ・ 「ロックでガード大作戦」を年間を通じて取り組み、自転車等の乗り物だけでなく、住宅等の戸締まりの徹底についても併せて啓発する。
- ・ 自転車盗難被害者の多くを学生が占めている現状から、特に新入学期における防犯指導や自転車防犯診断を実施するとともに、施錠の徹底を啓発する。

エ 万引き

- ・ 年間を通じて、事業者と連携して万引きさせない店舗づくりの取組を推進するとともに、県民に対して「万引きは犯罪」との規範意識を向上する啓発を繰り返し展開する。

(2) 地域の実情に応じた情報発信活動の推進

行政や警察署等で構成する地域安全なまちづくり協議会の連携を密にし、犯罪発生状況等の情報共有を図るとともに、住民に対し、地域の実情に応じた犯罪情報や防犯対策などの情報発信活動を推進する。

(3) 目に見える防犯キャンペーンの実施

ア ゆる3（さん）プロジェクト

県、県警察、各市町、県民等が一体となった県民総ぐるみ運動である「ゆる3プロジェクト・防犯キャンペーン」を年間を通して実施し、県及び県警察の犯罪ゆる3隊（キャプティ、うおーたん、けいたくん）と平成27年中に犯罪ゆる3隊員として任命された各地域のゆるキャラが中心となって、地域性に富んだ「犯罪をゆるさん」とする防犯啓発活動を展開し、防犯意識の高揚や規範意識の向上を呼びかける。

イ 和プロジェクト

全国地域安全運動（10月11日～20日）の期間中、県、警察、各市町、県民等が一体となった県民総ぐるみ運動として、地域住民の「絆」を深め、共助の輪を広げることを目指す、「和プロジェクト・防犯キャンペーン」を展開し、県内一円における共通した取組により、防犯意識のさらなる高揚を図る。

(4) 4つのかける運動の促進

下記「4つのかける」を促進し、自助・共助意識の高揚による、地域防犯力の向上を図る。

- 気にかける：地域で発生する犯罪等に関心を持つほか、周囲の子ども・女性・高齢者等を見守る
- 声にかける：挨拶や声かけにより地域の絆を深め、地域への不審者の侵入を防ぐ
- 呼びかける：地域住民や事業所等に犯罪に遭わない地域づくりを呼びかけ、防犯の輪を広げる
- 鍵にかける：乗り物や住宅等への鍵かけは防犯の基本、誰もが鍵をかける習慣をつける

6 実践県民会議構成団体等による犯罪抑止アクションプラン実践上の配慮事項

- (1) 毎月20日の「地域安全の日」にあわせて、効果的な防犯活動を展開する。
- (2) 全国地域安全運動の期間中（10月11日～20日）は、構成団体相互に連携を強化して集中的な防犯活動を推進する。
- (3) 滋賀県子ども、女性、高齢者等を守る犯罪多発警報等発令制度による犯罪多発注意報・警報等が発令された場合、各々発令時の措置要領に従い、広報啓発やパトロール活動を推進する。
- (4) 各構成団体傘下組織に対し、犯罪発生情報や防犯対策等を円滑に情報伝達するなど、社会全体を包み込む重層的な防犯ネットワークの構築に配慮する。
- (5) 構成員の積極的かつ効果的な防犯活動に対して、賞揚を行うよう配慮する。
- (6) 地域や職域等における防犯ボランティアやヤング防犯ボランティア等の結成や活性化に配慮する。
- (7) 事業所や団体等に対し、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり協賛事業所等への登録を呼びかける。
- (8) 各種防犯指針（学校等、通学路、道路・公園・駐車場、住宅、大規模小売店・深夜商業施設、特殊詐欺）に基づいた、防犯に配慮した環境づくりや普及啓発活動を推進する。